

一社随意契約する理由

業 務 名	簡改山第4号 八幡地区簡易水道浄水場次亜注入設備更新工事
一社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (性質又は目的)</p> <p>本工事は、水道法の衛生上の措置として義務付けられた塩素による消毒を行うための次亜注入設備の更新工事である。</p> <p>既存の次亜塩素注入設備は、下記業者が製造納入した機器で、市内全ての水道施設で同社製品が長年に渡り使用され、その他の消毒関連設備と合わせて一体的に維持管理を行っている。また、消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムの製造及び納品も行っている。</p> <p>このため、飲料水の安全を確保するため、既存設備等とも密接不可分な関係があり、施設及び設備を熟知し、緊急時においてもメンテナンスが迅速に対応可能な下記業者と随意契約をするもの</p>
随意契約の相手方	新潟市中央区女池神明三丁目12番地4 新潟オーヤラックス販売株式会社 代表取締役 豊 蔦 昇